

移動販売車を活用した認知度向上業務 仕様書

1 業務名

移動販売車を活用した認知度向上業務

2 業務の目的

愛媛県内の産直市などの事業者との連携の下、期間限定で機動性の高い移動車両を導入し、関西圏での各種イベント等において、県産品の販売や観光PRを積極的に実施することにより、関西圏の消費者に身近な地域として感じてもらい、愛媛県の知名度向上及び誘客促進を図る。

3 委託期間（予定）

契約締結の日から令和8年1月31日まで

4 委託料上限額

3,327千円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、決定するものとする。

(1) 移動販売車等の調達・整備

(ア) 移動販売車の調達

本業務において使用する移動販売車は受託者が調達すること。

なお、本業務に使用する移動販売車は、受託者において所有している既存車両でも差し支えない。

(イ) 移動販売車の装飾

移動販売車には、愛媛県イメージアップキャラクターであるみきゃん等をあしらったデザインを使用するなど、愛媛県らしいインパクトのある装飾などを施すこと。

なお、装飾物などの種類等については企画提案によるものとする。

(ウ) 事業終了後の装飾物

事業終了後、移動販売車に使用した装飾物については、受託者が愛媛県のPRに資する活動に用いる場合は、愛媛県と協議の上、継続利用も可能とする。

(2) ノベルティの製作

県産品購入者に対して配布する「愛媛らしい」ノベルティをデザインし、製作すること。

(3) 県産品の販売等による認知度向上

(ア) 移動販売車の運営

上記(1)の移動販売車を活用し、委託期間中に、万博開催期間を一部含

んだ通算4か月程度（連続する期間でなくても可）、関西圏でのイベントや商業施設等において、県産品（※）を販売すること。

移動販売車を運営するにあたっては、法令を遵守するとともに、運営に際し必要な保健衛生上の対策や災害対策等のリスク管理を行う人員体制を整えること。

商品の仕入れ、販売及び売上管理は、受託者の責任において各事業者と協議・調整の上、実施すること。

（※県産品…愛媛県内で生産・製造・加工された商品）

（イ）ノベルティの配布

県産品購入者に上記（2）で製作したノベルティを配布することで、愛媛県を印象付けること。なお、配布にあたっては、各種法令を遵守すること。

（ウ）産直市等との連携

上記（3）（ア）の販売と連動する形で、愛媛県内の産直市等と連携して県産品を販売する機会を委託期間中に4回程度設けることにより、県内産直市等の認知度を向上させ、愛媛県内の観光誘客につなげること。

なお、産直市等との連携にあたっては、愛媛県と協議の上、対応すること。

おって、産直市等との連携を図るために必要な産直市職員等の旅費宿泊費については、委託料に含めても差し支えないこと。

（4）その他

上記業務にかかるトラブルが発生した場合には、速やかに対応できる体制をとるものとする。

上記業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、双方が効果的と判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

6 事業計画書及び報告書の提出

- （1）受託者は、契約締結後、受託者が提案した企画提案をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、事業計画書を作成して愛媛県に提出すること。
- （2）受託者は本業務終了後、実績報告書を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- （3）愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求める場合がある。
- （4）愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

- （1）受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。
- （2）再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、

受託者の責任において解決しなければならない。

- (3) 受託者は、以下の「8 著作権等の取扱い」～「11 その他」について、再委託先に遵守させなければならない。

8 著作権等の取扱い

(1) 著作権及び著作者人格権

移動販売車の装飾物及びノベルティ等（以下「成果物」という。以下同じ。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、愛媛県に帰属する。ただし、既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれる場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

また、愛媛県が認める場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、愛媛県が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

(ア) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(イ) 受託者は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

(ウ) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(エ) 著作権等の取扱いについて、ここに定めのない事項は、愛媛県と受託者で協議の上、処理することとする。

9 秘密保持

(1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

(2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

11 その他

(1) 業務の実施にあたっては、愛媛県と十分な協議を重ねながら実施し、進捗状況を適宜報告すること。

- (2) この業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて愛媛県と協議の上処理するものとする。
- (3) 本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (4) 本業務により作成する一切の成果物の権利は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 愛媛県が所有するポスター等のPRグッズについては、必要に応じて愛媛県と協議の上で提供・貸与するものとする。